



# 認可外保育施設集団指導

(居宅訪問型保育事業 個人事業主)

## 制度概要編

港区子ども家庭支援部  
子ども政策課子ども施設指導係





# 目 次

- 1 認可外保育施設の概要
- 2 認可外保育施設の届出
- 3 認可外保育施設の報告
- 4 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書について



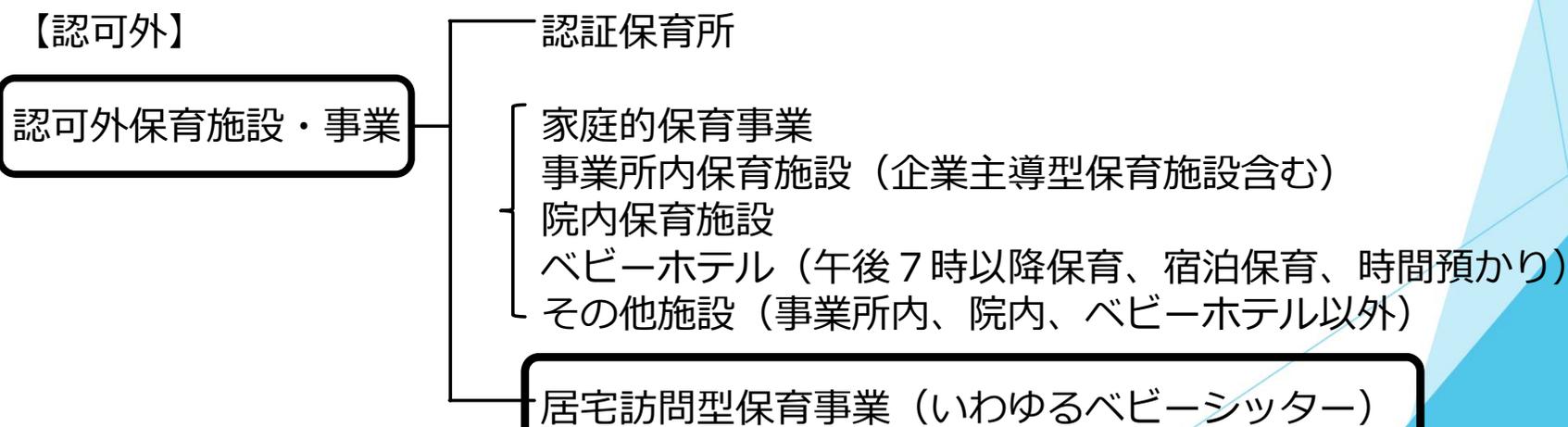
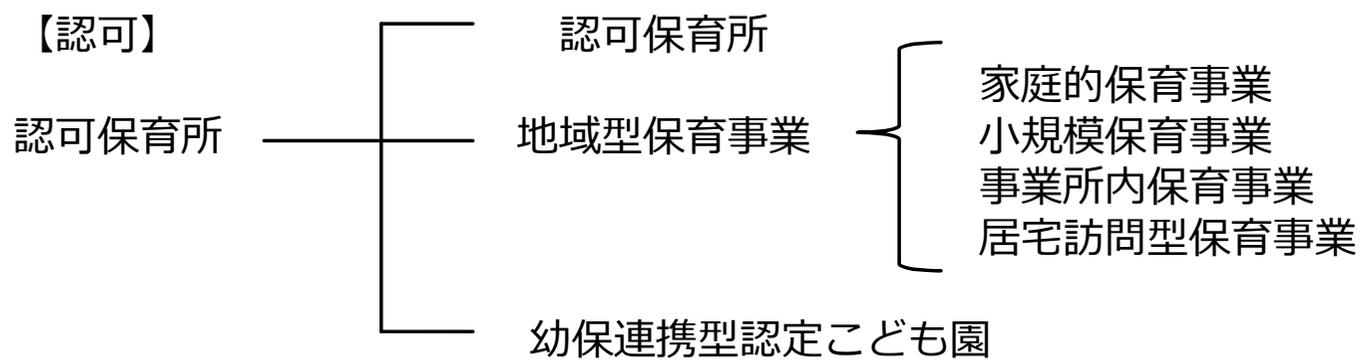


# 1 認可外保育施設の概要





# 認可外保育施設の概要





## 認可外保育施設(居宅訪問型事業)と港区との主な関わり

事前指導	窓口・電話相談など
届出	設置届、変更届、休止・廃止届
報告	運営状況報告、事故報告等
立入調査	法人→法人現地にて実施 個人事業主→集団指導及び効果測定
集団指導	オンライン講習
その他	研修の周知、開催等



## 2 認可外保育施設の届出





# 認可外保育施設の届出義務

◆ 認可外保育施設の設置者は、事業の開始の日又は変更・休止・廃止の日から1か月以内に港区長へ届け出なければならない。

(児童福祉法第59条の2第1項又は第2項目)

◆ 規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

(児童福祉法第62条の4)





# 届出の種別

設置届	事業開始後、 <u>認可外保育施設設置届（別記第1号様式）</u> その他添付書類により必要事項を届け出ます。
変更届	事業開始後、次に掲げる届出事項に変更があった場合、 <u>認可外保育施設事業内容等変更届（別記第2号様式）</u> により 変更内容を届け出ます。  ①施設の名称・所在地、連絡先 ②設置者の氏名（名称）・住所（所在地）、連絡先 ③管理者の氏名・住所
休止・廃止届	施設を休止又は廃止した場合、 <u>認可外保育施設休止・廃止届</u> <u>（別記第3号様式）</u> により届け出ます。

## 【届出・報告の様式】

港区公式ホームページ > [子ども・家庭・教育](#) > [子ども・家庭](#) > [子育て支援施設](#) > [保育園](#) > [保育施設運営事業者の方へ](#) > [認可外保育施設等の各種届出・報告・確認申請について（設置者用）](#)



# 3 認可外保育施設の報告



# 港区への報告

## ◆ 運営状況報告

毎年10月1日時点の施設の運営状況を報告

## ◆ 事故報告

●児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第123号)が施行されたことに伴い、認可外保育施設については事故の発生及び再発防止に関する努力義務や、事故が発生した場合における都道府県への報告が義務化されました。

また区では、令和3年より必要に応じ発生状況及び再発防止について、把握しておくべき事案としておりますので報告をお願いいたします。



# 事故報告について

次の項目に該当する場合は、港区に事故報告を提出してください。

- (1) 死亡事故
- (2) 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等  
(意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず事案発生時に報告すること)
- (3) 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じたとき
  - ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が一週間以内に2名以上発生した場合
  - イ 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
  - ウ 上記ア及びイに該当しない場合でも、特に設置者が報告を必要と認めた場合

※(3)に該当する場合は、みなと保健所にも報告してください。

- (4) 迷子、置き去り、連れ去り等が発生した場合、又は発生しかけたとき
- (5) 救急車の出動を要請した事故等
- (6) 手術を要する負傷等
- (7) 頭部に衝撃を受けた事故で医師に再受診を求められたもの
- (8) アレルギー関連事故(アレルゲンの誤食、アナフィラキシーショック症状の発症等)
- (9) その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合





## ◆ 事故報告期限

第一報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)に港区へ電話と書面で報告。  
第二報は、原則1か月以内とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告をしてください。  
また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告をしてください。

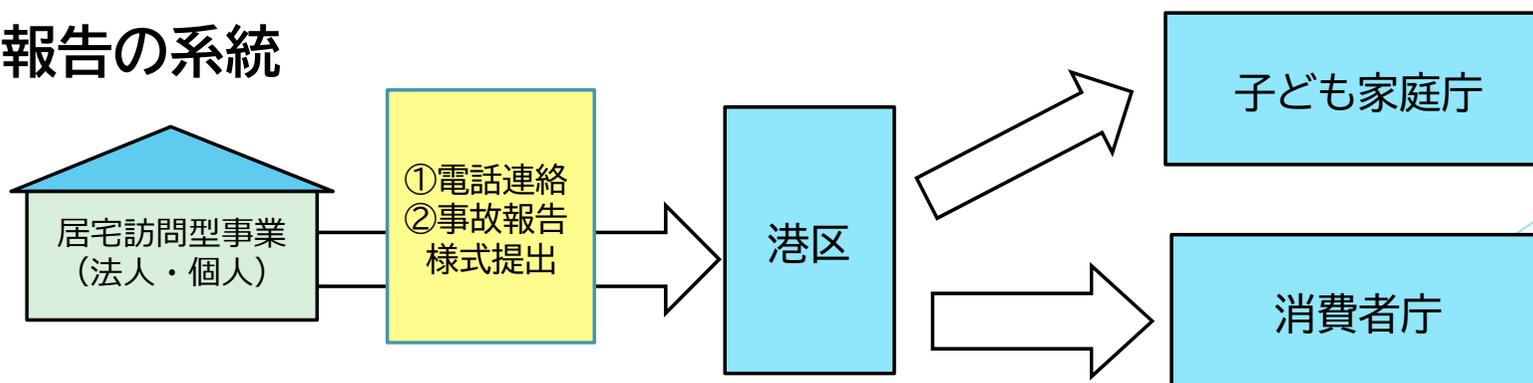
### 報告先

〒105-8511 港区芝公園1丁目5-25号

港区役所 子ども家庭支援部 子ども政策課 子ども施設指導係

電話 **03-3578-2447**

### 報告の系統





# 4 認可外保育施設指導監督基準 を満たす旨の証明書について





## 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

- ◆ 児童福祉法第59条に基づく立入調査又は集団指導の結果、「認可外保育施設指導監督基準」の項目を全て（口頭指摘を含む）満たしている施設（ベビーシッター）に対し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下「証明書」という。）を交付されます。





## 証明書の交付について

立入調査又は集団指導の結果

→ 《指摘事項がない場合》

原則として、立入調査又は書類審査後に指摘事項がないことを確認した日の翌月1日付で交付

→ 《指摘事項がある場合》

原則として、改善状況報告提出後、指摘事項の改善を確認した日の翌月1日付で交付





## 証明書の返還について

- ◆ 証明書交付後、基準項目を満たしていないことが確認された場合は、原則として証明書の返還を求めます。
- ◆ 証明書返還後、再度基準を満たしているかを確認し、基準項目を満たしていると確認された場合に証明書が再交付されます。





## 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化とは・・・居宅訪問型保育事業の場合  
3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の  
子どもは月額4.2万円までの利用料が無料になります。(保護者の申請が必要です。)

◆幼児教育・保育の無償化の対象施設となるためには、

- ①港区への届出(設置届)
- ②区市町村の「確認」を受けるための申請(確認申請)
- ③利用者が「保育の必要性の認定」を区市町村から受けること
- ④国が定める認可外保育施設の基準を満たすこと(※)が必要です。

※④については、令和元年10月から5年間(令和6年9月まで)の猶予期間があります。

**令和6年10月から、認可外保育施設の基準を満たす証明書がない場合は、  
幼児教育・保育の無償化の対象外になります。**

